

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課 （06-6208-7882）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築許可
概 要	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は大阪市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市計画法第53条第1項
審査基準	<p>&lt;都市計画法第54条&gt; 都道府県知事等は、都市計画法第53条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。</p> <p>1 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合することであること。</p> <p>2 当該建築が、第11条第3項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。</p> <p>3 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるもの。</p> <p>イ 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>ロ 主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>なお、大阪市では計画道路、計画公園・緑地のうち一部の区域で、敷地の計画区域にかかる割合が高いなどの要件に適合すれば、3階建でも認められる場合があります。 3階建が認められる区域、要件については都市計画課にお問い合わせください。</p>
標準処理期間	14日
経日数	なし
提出先	計画調整局計画部都市計画課（06-6208-7882）
提出時期	随時
提出方法	都市計画法第53条許可申請書、添付書類を計画調整局計画部都市計画課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	計画調整局計画部都市計画課（06-6208-7882）
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000023384.html">http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000023384.html</a>
備 考	